

(別 紙)

燃料油価格激変緩和対策事業等の延長とトリガー条項の発動を求める意見書（案）

激変するウクライナ情勢の影響とアベノミクスによる円安政策等による原油価格高騰が進み、経済産業省が8月23日発表したレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭小売価格（21日時点）は、全国平均で183円70銭、香川県は186円40銭と15年ぶりの高値となっている。

それに対応するため政府は、激変緩和策として補助金を支給し、小売価格急騰の抑制につなげてきたが、6月以降は補助額を段階的に縮小している。

3年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響で経済は落ち込み、観光業が停滞し、飲食店なども大きなダメージを受けている中で、ガソリンや軽油をはじめとするエネルギー価格の高騰は、更なるダメージを及ぼしている。

そのような中、アフターコロナの時代に入り、経済活動を再開させようと意気込んでいるときに、燃料油価格激変緩和対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業は、本年9月末で終了予定であるが、岸田首相は与党に延長するよう見直しを指示している。労働賃金など国民所得は、物価高騰に見合った上昇になっておらず、事業が終了したら急激な小売価格の高騰が予想され、市民の家計負担が一段と増すことは必至であり、観光、農業など様々な分野にも影響が出てくることになり、事業終了による影響は計り知れないものがある。今後もウクライナ情勢の先行きは不透明であり、原油価格の高騰や為替相場の円安も終わりが見えないことから、当面の間、エネルギー価格の激変緩和対策は不可欠である。

また、激変緩和対策の期間を延長しても今の価格が維持されるだけであり、期間の延長と合わせ、消費税の引き下げや凍結しているトリガー条項を発動し、根本的に国民生活を支える政策が求められる。

よって、国においては、地球温暖化防止のための脱炭素のエネルギー施策を講じつつも、引き続き、世界的情勢に起因する国民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 燃料油価格激変緩和対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長を行うこと。合わせて、価格引き下げの補助を行うこと。
- 2 トリガー条項の凍結を解除し発動すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣

} 宛